

税金・相続のお悩みをスッキリ解決します

当事務所では、確定申告の相談はもちろん、相続税申告、相続対策、不動産有効活用、ライフプランコンサルティングなど、幅広いサービスの提供をしております。

専門分野での豊富な知識と経験で皆様が抱えている税金に関するお悩みや、疑問を解決できるように、「やさしく」「丁寧な」アドバイスを心がけております。

相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。



相続税は必ず
払わなきゃいけないの？

基礎控除を越えると支払いの義務が生じることがあります。

【基礎控除】

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続財産が基礎控除を上回った場合に、相続税の申告が必要になります。



子どもに100万円あげたけど
贈与税を払うの？

暦年贈与であれば、
年間110万円までの基礎控除が認められています。

したがってこの場合は、
贈与税を払うことはありません。



夫婦二人です。相続が発生したらどうなるの？

遺言書がないと、すべての財産を配偶者へ残すことはできません。

法律では、子どものいない夫婦のどちらかが亡くなった場合、配偶者のほかに親や兄弟姉妹が相続人になるとされているのです。



自己所有の不動産を売却したいんだけど…

マイホームやアパートの売却に関するアドバイスを
行います。

売却にともなう税金の計算や、
確定申告のお手伝いをさせていただきます。



お電話またはメールにてお気軽にご相談を

税理士法人小林会計事務所

【担当】山田・小西・長田

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-6-13 新横浜駅ビル1F

相談無料

問い合わせ先



0120-915-745



zei@kobayashi-jp.com

